

# NELSON MANDELA INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS MOOT COURT 11<sup>TH</sup> COMPETITION

法学部根岸ゼミ  
活動レポート



2019年7月3日  
大学図書館  
プレゼンテーションエリア

2018年度  
西南学院大学  
教育支援プログラムB

本レポートは、『人間の尊厳を守るための平和教育－模擬裁判とロールプレイを通じた人権人道規範の体得と普及－』（西南学院大学 2018 年度教育支援プログラムB採択）の一環として開催された、国際法模擬裁判イベントの概要を報告する内容となっています。実際に参加した学生の感想を掲載していますので、以下のような関心を持っている教員や学生のみなさんへのご参考となれば幸いです。

- 教員: アクティブ・ラーニングの一例として、国際法模擬裁判がどのような効果を学生にもたらすか?
- 学生: 実際に参加することで、キャリア形成に向けてどのような利益や課題を得ることができるか?

## 【国際法模擬裁判とは】

実際の国際紛争をモデルにした架空の題材に、学生が原告・被告の代理人として法議論を戦わせる競技であり、法律家に必要な素養を飛躍的に上昇させる教育方法として世界中で広く行われています。この競技では、様々な法的論点が埋め込まれた英語の問題文を読み解き、膨大な証拠に基づく書面を作成して裁判所に提出し、口頭弁論では矢継ぎ早に飛んでくる裁判官の質問に巧みに答える必要があり、いわばプロフェッショナルな法律実務の一連のプロセスを経験することになります。



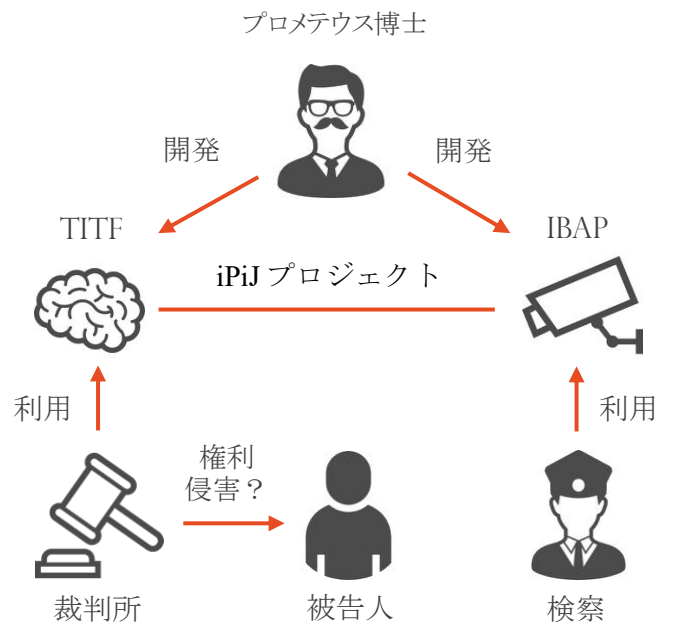
## 【ネルソン・マンデラ世界人権模擬裁判大会とは】

今年で11年を迎える比較的若い大会ですが、国連人権高等弁務官事務所に代表される様々な機関の援助を受けて世界規模で展開されています。本大会はジュネーブ国連事務局で行われ、世界中から集った優秀な学生たちが弁論を競っています。伝統的な国家間の模擬裁判とは異なり、権利侵害を受けたと訴える個人が国家に対して申立を行うという「人間中心的」な裁判形態になっています。

## 【今年度大会の問題となる事件の背景】

本件の舞台は、最先端の科学技術を世界に先駆けて取り入れている WangPole 国である。同国では、プロメテウス博士を中心とする科学者が様々な画期的なシステムが次々に生み出してきた。それらの高度な科学技術は人々に恩恵をもたらす一方で、政府に悪用されるか、逆に国家を脅かす存在として規制の対象となるなど、地域的な Krokodilos 条約を始め様々な人権条約の違反が疑われる事態が発生することになった。そこで、各システムが抱える闇の側面について、人権擁護団体 MAD が WangPole 国を相手取って、地域的な Krokodilos 人権裁判所のもとで訴訟が始められた。

2018年プロメテウス博士の発明によりIBAPとTITFから成るiPiJプロジェクトがWangPole内で開始された。IBAPは人の教育レベル、経済状況や家族構成などをデータ化し個人の危険度をスコアリングするシステムであり、TITFは人が嘘をつくときの動向や脈拍また体温変化などをAIによってデータ化し人間の判断に比べ約2倍の成功率で判決を下すことができるシステムです。これらのAIを使用したプロジェクトは人の判断による裁判や逮捕が引き起こす冤罪や尋問による二次被害を防ぐため平等性を突き詰めた先に誕生したものです。このプロジェクトに対してMADが憲法上の個人の尊厳及び公平な裁判の違反であるとしてWangPole憲法裁判所へ申立てを行なったが、その申立ては棄却された。



これの一連の事実に対して、上記の取扱いが自由権規約14条やKrokodilos条約に規定される「公平な裁判 (Fair trial)」に違反するかどうか争点となった。

【原告の主張】

I. 上記プロジェクトは自由権規約14条のもとで公平な裁判を受ける権利に違反する。

【被告国の主張】

I. 上記プロジェクトは自由権規約14条のもとで公平な裁判を受ける権利に違反しない。

自由権規約14条上の「公平な裁判」の構成要件は以下のとおりである。

1. 防御のため十分な時間及び便益が用意されていること。
2. 裁判所に対してアクセス権があること。
3. 武器（証拠や手続きの明確性）が平等であること。
4. 差別がないこと。
5. 裁判官が独立していること。

1つ目の要件における“便益”とは被告人が証拠等に対する明確性があることを指し、これは3つ目の要件である武器対等原則にも似たことが言える。明確性がないAIを使用し一方的プロセスで証拠として提示されることはデュープロセスの側面からも、十分な便益及び武器平等原則に反する。

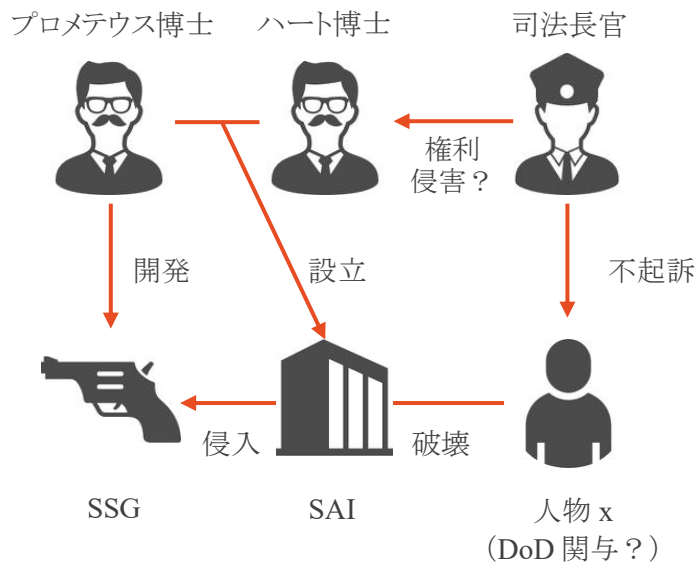
またAIの制作過程において基盤となる判例やデータに地域や思想の差別的思考が一般的なこととして記録され、差別的思考が“当たり前なもの”と判断されてしまう。したがって裁判におけるAIの使用は公平な裁判といえない。

1つ目及び3つ目の要件である十分な便益及び武器対等原則は本裁判においては被告人であるプロメテウスのため発明者故に最もこのシステムに精通しているといえるため要件には当たらず、2つ目の要件であるアクセス権は裁判所そのものへのアクセスのため本件では問題にならない。

また、4つ目の要件である差別はシステム上脈拍や体温などその場で判断するものなので差別的思考は含まれない。

5つ目の要件として裁判官の独立が挙げられるがこのシステムはあくまで補助でしかないので裁判官の判断材料であるので問題にならないため公平な裁判といえる。

2013年にプロメテウス博士と同僚のハート博士によって、ShingKoK Artificial Intelligence (SAI) というAI企業が設立され、プロメテウス博士は銃を3Dプリンターで複製するためのデータをSoft-ShotGun (SSG) という名称でインターネット上に公開した。2019年5月29日、プロメテウス博士が違法な火器取引で逮捕され、さらに翌日ある人物xがSAIに侵入してウイルスをインストールしたために、すべてのSAIシステムとSSGデータが破壊された。その後、プロメテウスは高等裁判所に提訴し、ハート博士や学者達は一連の行為を国防総省(DoD)によるものと批判したが、司法長官は調査をせずに証拠不十分として訴訟を棄却した。これを受けて、MADはプロメテウス博士とその他の人々の基本的人権が侵害されたとして、Krokodilos裁判所に申し立てを行った。



これの一連の事実に対して、自由権規約と Krokodilos 条約上の表現の自由や財産権、社会権規約上の科学への権利が侵害されているかどうか争点となった。

### 【原告の主張】

#### I. 検察による容疑者の不起訴は、プロメテウス博士の表現の自由を侵害する。

表現の自由で保障される「言論」とは、具体的には情報と思想のことを指す。SSGは、障害を持つ人でも狩猟を楽しむために、また国の武器化に対抗するためにという Prometheus の思想の下で発明されたものである。SSGのデータは「表現」であり、SSGのデータの破壊は自由権規約19条表現の自由を侵害している。

#### II. 検察による容疑者の不起訴は、プロメテウス博士の財産権を侵害する。

判例において、3Dプリンターで複製することは財産権が認められると判示されている。SSGは3Dプリンターで複製した銃であるのでSSGデータは財産であり、被告は財産権を侵害している。

#### III. 検察による容疑者の不起訴は、プロメテウス博士と他の人々の科学への権利を侵害する。

社会権規約の第15条1項(c)において、同条文に付随している Venice Statement によると、科学に対する権利を果たす義務は、「科学と技術とその発展に関する意思決定への公衆の関与の機会を提供する」という義務を締約国に課している。本件では訴訟の棄却によって、WangPole 市民がSSGデータの破壊のために、SSGによって提供される科学的進歩を享受できなくなることは不可能となった。したがって被告は科学を享受する権利を侵害している。

### 【被告国の主張】

#### I. 検察による容疑者の不起訴は、プロメテウス博士の表現の自由を侵害しない。

判例では「多くの3Dプリントのデータの利用者は3Dプリントのデータのコードを読むことは有り得ない、または困難である」という考えに基づき、3Dプリントのデータは言論ではないと判示された。したがって本件も同様に、SSGデータは言論ではないため、そもそも言論の自由の保証する権利の範囲にない。

#### II. 検察による容疑者の不起訴は、プロメテウス博士の財産権を侵害しない。

自由権規約や社会権規約では「財産」についての規定がない。最近の科学技術が進歩していても、それが財産であるかどうかが明確でない「データ」を国際法の分野で定義するのは時期尚早である。したがって、SSGデータは財産ではない。

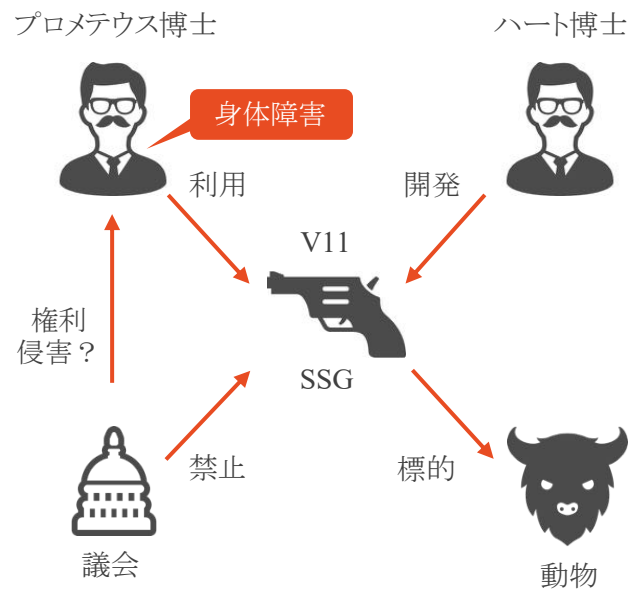
#### III. 検察による容疑者の不起訴は、プロメテウス博士と他の人々の科学への権利を侵害しない。

社会権規約の第5条1項が安全保障、領土の保全または公の秩序に関する自由に対する制限を規定しているように、科学を享受する権利は制限される可能性がある。本件では、銃による犯罪の割合が33%増加した。SSGデータは科学的発明として価値があるかもしれないが、これは安全保障、領土の保全または公の秩序に対して危険であるといえる。したがって、SSGデータは社会権規約第15条に基づく科学を享受する権利で保障されない。



マイノリティーのネロ族出身のプロメテウス博士が自民族の文化である狩猟に参加できない境遇を知ったハート博士は、彼へのプレゼントとして V11 という名のオンライン・ハンティング・システムを開発した。V11 は、使用者があらかじめ SSG で作成しておいた銃を V11 の利用のために購入された広大なジャングルに設置して、その銃を使用者の自宅などの遠隔地からオンラインで操作してまるでゲームのように狩猟を行うことを可能にしたものである。しかし、Wang Pole 議会では V11 が動物の権利を侵害しているという指摘がなされ、議会での投票の結果 V11 のようなオンライン狩猟システムが全面的に禁止する法律が可決した。これに対して、ハート博士は Wang Pole 議会が V11 を禁止したことが憲法上認められている権利に違反するとして Wang Pole の憲法裁判所に提訴したが、憲法裁判所は提訴を棄却した。

この一連の事実を受けて、MAD がハート博士の主張を引き継ぎ、国際人権裁判所である Krokodilos 裁判所に提訴し、被告である Wang Pole の上記行為が障害者権利条約 30 条で規定されている「障害者が文化的生活に参加する権利」に違反するかどうか争点となった。



### 【原告の主張】

#### III. V11 を通じた狩猟は、障害者権利条約 30 条のもとでの障害者の文化的生活に参加する権利のもとで保障される。

「文化的生活」には、個人が自らの習慣や伝統を楽しむことを保障しようという意図があり、技術革新による文化の発展が予見されている。とくに障害者権利条約のもとでは、文化的生活が障害者にとってアクセス可能かつ利用可能でなければならない。本件において、ネロ人の伝統的文化である狩猟が、V11 の開発によって身体に障害を持つ人々にもオンラインでアクセス可能かつ利用可能になった。

#### IV. Wang Pole 議会による V11 の禁止は、障害者権利条約 5 条のもとでの合理的配慮義務に違反する。

合理的配慮義務は、締約国による措置が「必要かつ適切」であり、措置により得られる利益と失われる利益が「均衡」することを要件とする。本件では、Wang Pole 議会は動物の権利保護のために V11 を禁止したが、全面的な禁止によってプロメテウス及び不特定多数の人々の文化的生活に参加する権利が不当に損なわれた。

### 【被告の主張】

#### I. V11 を通じた狩猟は、障害者権利条約 30 条のもとでの障害者の文化的生活に参加する権利のもとで保障されない。

国際人権文書が保障する文化的生活は、少数民族が伝統的に行ってきた文化を対象とするものであって、最新技術によりオンライン化されたものは含まれない。本件において、V11 はオンラインを使用した狩猟システムであるので文化的生活の要素に含まれない。

#### II. Wang Pole 議会による V11 の禁止は、障害者権利条約 5 条のもとでの合理的配慮義務に違反しない。

合理的配慮義務は、締約国による措置が「必要かつ適切」であり、措置により得られる利益と失われる利益が「均衡」していることを要件とする。本件では、V11 により狩猟がオンライン化することで動物への悪影響は非常に深刻なものとなるのが容易に想像できる。一方で、V11 は誰でもアクセス可能かつ利用可能であることから、プロメテウス博士のような身体障害者のみが利用しているという確証はない。

**古本翼(国際関係法学科3年)**

今回の国際人権法模擬裁判に参加させてもらい法的理論や自分自身の成長というものはもちろん得ることができたのですが、僕自身によりチームとしてひとつの物事に取り組むことの大切さを再認識できました。ありきたりのことのように聞こえますが、

**各バラバラな個性を持った集団で一つのを完成させるために自分はどの動くのがベストか？このチームに最も良い自分のあり方はどのようなものか？**

準備期間は常に頭を悩ませることが多かったのですが、ここで得た経験というものは模擬裁判に留まらず多くの場面で実用的なものであり、集団の中でどのような人間が求められるかの認知を得ることができたのは大きな財産になると思っています。

**田口歩実(国際関係法学科3年)**

今回の模擬裁判は、法的な内容においても精神面においても悩むことが多かったと振り返ってみると感じます。

**文系大学だと触れることのない最新の科学技術と人権との関連性からそもそも無知だったので、やはり混乱の連続でした。**

紆余曲折ありましたが、人数が少ないにもかかわらず1つの形にすることが出来たことは、私たちは誇ることができると思います。まだ1つ模擬裁判が残っていますが、次は今回での反省を生かして悔いのない終わり方ができるように精進していきたいと思っています。

**江田耀(国際関係法学科3年)**

私にとってマンデラ模擬裁判は初めて模擬裁判を経験する機会でした。自分を成長させることができる良い機会だと思い参加しました。実際の模擬裁判の作業は自分にとって想像以上に難しいものですぐに行き詰まりました。それにもかかわらず自分で解決することに拘ってみんなに意見を求めることをあまりせず、かえってチームのみんなに迷惑をかけてしまいました。本来ならば当然のことだと思いますがミーティングを重ねてみんなの意見を聞く中で自分のその姿勢が間違っていたと気づくことができました。先生が言うように

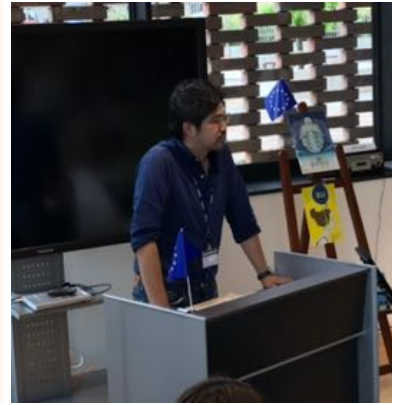
**模擬裁判を目的することこだわらず、学ぶための手段としてとらえる**

と結果的に模擬裁判に取り組んだ期間は自分にとっては様々な気づきと成長することができた密度の濃い期間だったなと思いました。



### 講師からの講評(根岸陽太)

前回までの成長に加えて、今回の模擬裁判の取り組みでは、下記の【人権規範の複層的な普及】の文脈のなかで、「チームワーク」と「普及の工夫」という2つの点で大きな進展が見られました。前者については、同学年の学生たちがそれぞれの個性や役割を理解し合いながら協力して進めている様子が印象的でした。後者については、難解な模擬裁判の内容を噛み砕いて説明し、初学者に国際人権法への入門の手ほどきをするという企画が学生自身の手により実現しました。この企画は、学生たちが高いハードルを越えたという強い自信に拠って立つと同時に、その経験をなるべく抽象化して次世代に伝えるための工夫といえるでしょう。



### 人間の尊厳を守るための平和教育——模擬裁判とロールプレイを通じた人権人道規範の体得と普及 (2018年度教育支援プログラム採択)

我々のゼミは、人の尊厳を守るための人権人道規範の①「実践的な体得」と②「複層的な普及」を理念に掲げ、それを実現するための手段として模擬裁判やロールプレイなどの活動を位置づけています。

①「実践的な体得」:これまで座学講義を通じて培った基礎知識を踏まえつつ、より能動的・実戦的な活動に携わることで、法理論を現実に応用する能力を育成することを意味しています。裁判所の中でプロフェッショナルな法律論を展開して **C. 「専門的視点」** を得る模擬裁判だけでなく、裁判所の外にあたる現場で様々なアクターの役割を演じるロールプレイを通じて学生には **B. 「多角的視点」** の獲得を目指してもらいます。

②「複層的な普及」:まずは学生たち自身が学年を超えて切磋琢磨することで知識を体得し、そのうえで、自らの経験に基づいて地域社会へと普及を行うことで、様々な年代層に平和教育を展開することを意味しています。学生のみならずには、自分たちが獲得した学術的な知見を独占するのではなく、未来を担う次世代の学生に向けて人権人道規範の重要性を普及することで、平和教育を核とするネットワークを形成していくことを期待しています。

### 人の痛みを知るための法教育——九州で国際の狭間に置かれる人々に寄り添う (2019年度教育支援プログラム採択)

2018年度取組は苦境に陥った人を「救う」側の活動に限定されており、その前提として「救われる」側がどのような痛みを味わっているかという倫理的感受が必要となります。その目的を達成するために、2019年度取組は、日本国内の国際性、なかでも地元の「九州で国際の狭間に置かれる人々」の痛みを知るための体験できるシミュレーションを考案します。シミュレーションの考案にあたっては、入国管理・難民に関するフィールドワークを行なって被害者の生の声を聞き取り、事前調査で得られた理論を現実と接合させます(第1回目は6月に実施済み、第2回目は9月に予定)。中高生や大学初年度の学生には現実を反映したシミュレーションを体験してもらうことで **A. 「被害者視点」** という法学修習に必要な倫理的感受を養ってもらいますが、それと同時に、シミュレーションの作成にあたる上級生にはこれまで獲得した知見を総動員してもらうことが求められます(**D. 「総合的視点」**)。

### 【「国際平和法」教育の構想】

2018年度教育支援プログラム B「人間の尊厳を守るための平和教育」

中高生・大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生
シミュレーション体験	ロールプレイ	模擬裁判	シミュレーション作成
A. 被害者視点	B. 多角的視点	C. 専門的視点	D. 総合的視点

2019年度教育支援プログラム B「人の痛みを知るための法教育」